明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報
（号外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告示〕
○航空保安無線施設の名称、位置等に関する告示の一部を改正する件（国土交通八五三）　一
○航空交通管制業務に関する告示の一部を改正する件（同八五四）　二
○航空交通管制区、航空交通管制圏等の指定に関する告示の一部を改正する件（同八五五、八五六）　四
○航空交通管制区又は航空交通管制圏のうち計器飛行方式により飛行しなければならない空域を指定する告示の一部を改正する件（同八五七）　四
○進入管制区を指定する告示の一部を改正する件（同八五八）　四
○有視界気象状態について航空交通管制圏又は航空交通情報圏内にある空港等と同一の条件が適用される航空交通管制圏又は航空交通情報圏外にある空港等の指定に関する告示の一部を改正する件（同八五九）　四

〔公告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　四
特殊法人等
独立行政法人産業技術総合研究所特定計量器型式承認、型式住宅部分等製造者の認証、日本弁護士連合会懲戒の処分関係　四
地方公共団体
行旅死亡人関係　四
会社その他
会社決算公告　四

告示

○国土交通省告示第八百五十三号

広島県から広島西飛行場の航空保安無線施設の廃止について届出があったので、航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第四十六条の規定に基づき、航空保安無線施設の名称、位置等に関する告示（昭和五十二年運輸省告示第六百七号）の一部を次のように改正する。

平成二十三年八月二十五日　国土交通大臣　大畠　章宏

第二項の表観音ＶＯＲの項を削り、同表友ＶＯＲの項中「国土交通大臣東京都千代田区」を「上記に同じ」に改める。

第五項の表観音ＤＭＥの項を削り、同表友ＤＭＥの項中「国土交通大臣東京都千代田区」を「上記に同じ」に改める。

附　則

この告示は、平成二十三年九月二十二日から施行する。

○国土交通省告示第八百五十四号

航空法施行規則（昭和二十七年運輸省令第五十六号）第百九十九条第二項の規定に基づき、航空交通管制業務に関する告示（昭和四十一年運輸省告示第百四十九号）の一部を次のように改正する。

平成二十三年八月二十五日　国土交通大臣　大畠　章宏

別表第一広島西飛行場の項を削る。

附　則

この告示は、平成二十三年九月二十二日から施行する。

○国土交通省告示第八百五十五号

航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第二条第十二項の規定に基づき、航空交通管制区、航空交通管制圏等の指定に関する告示（昭和三十七年運輸省告示第百四十号）の一部を次のように改正する。

平成二十三年八月二十五日　国土交通大臣　大畠　章宏

第一項Ａの表広島西飛行場の項を削る。

附　則

この告示は、平成二十三年九月二十二日から施行する。

○国土交通省告示第八百五十六号

航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第二条第十三項の規定に基づき、航空交通管制区、航空交通管制圏等の指定に関する告示（昭和三十七年運輸省告示第百四十号）の一部を次のように改正する。

平成二十三年八月二十五日　国土交通大臣　大畠　章宏

第二項の表百里飛行場の項を次のように改める。

百里飛行場	百里管制圏	(1)　百里飛行場の標点（N36°11′ E140°25′）を中心とする半径９kmの円内の区域のうちN36°15′53″E140°24′33″の地点とN36°06′00″E140°23′39″の地点を結ぶ直線の西側にあるものの直上空域で、高度900m以下のもの (2)　百里飛行場の標点を中心とする半径９kmの円内の区域のうちN36°15′53″E140°24′33″の地点とN36°06′00″E140°23′39″の地点を結ぶ直線の東側にあり、かつ、N36°09′57″E140°24′01″の地点とN36°07′39″E140°29′35″の地点を結ぶ直線の南側にあるものの直上空域で、高度1,850m未満のもの (3)　百里飛行場の標点を中心とする半径９kmの円内の区域のうちN36°15′53″E140°24′33″の地点とN36°06′00″E140°23′39″の地点を結ぶ直線の東側にあり、かつ、N36°09′57″E140°24′01″の地点とN36°07′39″E140°29′35″の地点を結ぶ直線の北側にあるものの直上空域で、高度1,850m以下のもの
百里飛行場		

平成二十三年八月二十五日　国土交通大臣　大畠　章宏